

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------------|
| 34 | 地方税の賦課・徴収に関する事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和歌山市は、地方税の賦課・徴収に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・特定個人情報の取り扱いについては、本市の情報セキュリティポリシー及び情報セキュリティ実施手順に基づくものとする。

評価実施機関名

和歌山県和歌山市長

公表日

令和4年2月22日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--|---|
| ①事務の名称 | 地方税の賦課・徴収に関する事務 |
| ②事務の概要 | <p>【業務全体概要】 地方税法、市税条例等に従い以下の事務を行う。</p> <p>①個人住民税事務 ②固定資産税事務 ③軽自動車税事務 ④収納事務 ⑤滞納整理事務</p> <p>※①～④の事務の内容詳細は各事務毎の事務の内容(添付資料1)を参照。 ※⑤の事務においては特定個人情報ファイルを取り扱わない。</p> |
| ③システムの名称 | 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名システム、eLTAX(地方税ポータルシステム)、課税資料ファイリングシステム(イメージ管理システム)、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、登記情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム、証明書コンビニ交付システム、収納システム |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 個人住民税特定個人情報ファイル、固定資産税特定個人情報ファイル、軽自動車税特定個人情報ファイル、収納特定個人情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | <p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・第9条(利用範囲) 第1項: 番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p> |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p style="text-align: right;">1) 実施する</p> <p style="text-align: right;">2) 実施しない</p> <p style="text-align: right;">3) 未定</p> <p>[実施する]</p> |

②法令上の根拠

<情報提供の根拠>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
(平成25年5月31日法律第27号)

・第19条(特定個人情報の提供の制限)

第8号: 番号法別表第2に規定された事務

(第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」
が含まれる項):

1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、
48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、
92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項

番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22-3・22-4・23・24・24-2・24-3・25・26-3・
27・28・31・31-2・2・31-3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43-3・43-4・44・44-4・45・47・
49・49-2・51・53・54・55・58・59-2・2・59-2-3・59-3条

<情報照会の根拠>

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)
(平成25年5月31日法律第27号)

・第19条第8号: 番号法別表第2に規定された事務

(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に
関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっ
ているもの): 27の項

番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|--------------------------|---|
| ①部署 | 和歌山市 財政局 税務部 市民税課 資産税課 納税課 |
| ②所属長の役職名 | 市民税課長 資産税課長 納税課長 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部総務課 電話番号 : 073-435-1314 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局税務部 市民税課 電話番号 : 073-435-1035、073-435-1036 資産税課 電話番号 : 073-435-1037 納税課 電話番号 : 073-435-1038 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|--------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [30万人以上] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和3年11月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和3年11月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---------------------------------|
| 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる |

IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | |
|--|------------------------------|--|
| [基礎項目評価書及び全項目評価書] | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 3. 特定個人情報の使用 | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 7. 特定個人情報の保管・消去 | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [十分である] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている |
| 8. 監査 | | |
| 実施の有無 | [] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査 | |
| 9. 従業者に対する教育・啓発 | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [十分に行っている] | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------|---|---|------|-----------|
| 平成30年8月29日 | I-1. ③システムの名称 | 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名システム、eLTAX(地方税ポータルシステム)、課税資料ファイリングシステム(イメージ管理システム)、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、登記情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム | 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名システム、eLTAX(地方税ポータルシステム)、課税資料ファイリングシステム(イメージ管理システム)、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、登記情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム | 事後 | |
| 平成30年8月29日 | I-3. 法令上の根拠 | <p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>第1項: 番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p> <p>・第19条第8号</p> <p>②番号法施行令(平成26年政令第155号) 第22条</p> <p>③番号法施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号) 第19条</p> <p>④番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p> <p>⑤行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。以上の法令上の根拠より、税務事務において個人番号を利用する。 以上の法令上の根拠より、税務事務において個人番号を利用する。</p> | <p>①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)</p> <p>・第9条(利用範囲)</p> <p>第1項: 番号法別表第1に規定された事務 <番号法別表第1> 上覧 16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条令による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの</p> <p>②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(以下、「別表第一省令」という。)(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p> | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|---------------------------------|--|--|------|-----------|
| 平成30年8月29日 | I-5. 評価機関における担当部署 ②所属長の役職名 | 湯川 哲司 | 市民税課長 | 事後 | |
| 平成30年8月29日 | I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市 総務局総務部総務課市政情報班 電話番号 : 073-435-1314 | 〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市 総務局総務部市政情報課 電話番号 : 073-435-1314 | 事後 | |
| 平成30年8月29日 | II-1. 対象人数 | 30万人以上 平成29年4月1日時点 | 30万人以上 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成30年8月29日 | II-2. 取扱者数 | 500人未満 平成29年4月1日時点 | 500人未満 平成30年4月1日時点 | 事後 | |
| 平成31年3月1日 | I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称 | 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名システム、eLTAX(地方税ポータルシステム)、課税資料ファイリングシステム(イメージ管理システム)、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、登記情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム | 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名システム、eLTAX(地方税ポータルシステム)、課税資料ファイリングシステム(イメージ管理システム)、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、登記情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム、証明書コンビニ交付システム | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---|---|--|------|---------------------|
| 令和2年4月30日 | I-4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠 | (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・16・19・20・21・22・22-3・22-4・23・24-2・24-3・25・26-3・28・31・31-2・31-3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43-3・43-4・44・44-2・47・49・49-2・50・51・53・54・55・58・59・59-2・59-3条 | (第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項): 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22-3・22-4・23・24-2・24-3・25・26-3・27・28・31・31-2・31-3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43-3・43-4・44・44-2・45・47・49・49-2・50・51・53・54・55・58・59・59-2・59-2-2・59-3条 | 事後 | |
| 令和3年4月21日 | I-4. 情報提供ネットワークによる情報連携 ②法令上の根拠 | 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22-3・22-4・23・24-2・24-3・25・26-3・27・28・31・31-2・31-3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43-3・43-4・44・44-2・45・47・49・49-2・50・51・53・54・55・58・59・59-2・59-2-2・59-3条 | 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22-3・22-4・23・24-2・24-3・25・26-3・27・28・31・31-2・31-3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43-3・43-4・44・44-2・45・47・49・49-2・51・53・54・55・58・59・59-2・59-2-2・59-2-3・59-3条 | 事後 | |
| 令和3年4月21日 | I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 | 〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部市政情報課 電話番号：073-435-1314 | 〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市総務局総務部総務課 電話番号：073-435-1314 | 事後 | 事前の報告が義務付けられていないため。 |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|----------|------------------|--|---|------|-----------|
| 令和4年4月1日 | I-1. ②事務の概要 | <p>【業務全体概要】 地方税法、市税条例等に従い以下の事務を行う。</p> <p>①個人住民税事務 ②固定資産税事務 ③軽自動車税事務 ④収納事務 ⑤滞納整理事務</p> <p>※①～③の事務の内容詳細は各事務毎の事務の内容(添付資料1)を参照。 ※④⑤の事務においては特定個人情報ファイルを取り扱わない。</p> | <p>【業務全体概要】 地方税法、市税条例等に従い以下の事務を行う。</p> <p>①個人住民税事務 ②固定資産税事務 ③軽自動車税事務 ④収納事務 ⑤滞納整理事務</p> <p>※①～④の事務の内容詳細は各事務毎の事務の内容(添付資料1)を参照。 ※⑤の事務においては特定個人情報ファイルを取り扱わない。</p> | 事前 | |
| 令和4年4月1日 | I-1. ③システムの名称 | 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名システム、eLTAX(地方税ポータルシステム)、課税資料ファイリングシステム(イメージ管理システム)、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、登記情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム、証明書コンビニ交付システム | 個人住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、宛名システム、eLTAX(地方税ポータルシステム)、課税資料ファイリングシステム(イメージ管理システム)、固定資産評価支援システム、家屋評価システム、登記情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、住民基本台帳ネットワークシステム、共通基盤システム、証明書コンビニ交付システム、収納システム | 事前 | |
| 令和4年4月1日 | I-2. 特定個人情報ファイル名 | 個人住民税特定個人情報ファイル、固定資産税特定個人情報ファイル、軽自動車税特定個人情報ファイル | 個人住民税特定個人情報ファイル、固定資産税特定個人情報ファイル、軽自動車税特定個人情報ファイル、収納特定個人情報ファイル | 事前 | |
| 令和4年4月1日 | I-3. 個人番号の利用 | <p><番号法別表第1>上覧16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの</p> | <p><番号法別表第1>上覧16: 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|---------------|--|---|------|---------------------|
| 令和4年2月22日 | I-4. ②法令上の根拠 | <p><情報提供の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号:番号法別表第2に規定された事務</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22-3・22-4・23・24・24-2・24-3・25・26-3・27・28・31・31-2・31-3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43-3・43-4・44・44-2・45・47・49・49-2・51・53・54・55・58・59・59-2・59-2-2・59-2-3・59-3条</p> | <p><情報提供の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条(特定個人情報の提供の制限) 第8号:番号法別表第2に規定された事務</p> <p>番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 1・2・3・4・6・7・8・10・12・13・14・16・19・20・21・22・22-3・22-4・23・24・24-2・24-3・25・26-3・27・28・31・31-2・2-31-3・32・33・34・35・36・37・38・39・40・43・43-3・43-4・44・44-4・45・47・49・49-2・51・53・54・55・58・59・59-2・2・59-2-3・59-3条</p> | 事後 | 事前の報告が義務付けられていないため。 |
| 令和4年2月22日 | I-4. ②法令上の根拠 | <p><情報照会の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第7号:番号法別表第2に規定された事務 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p> | <p><情報照会の根拠> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・第19条第8号:番号法別表第2に規定された事務 (第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの):27の項</p> | 事後 | 事前の報告が義務付けられていないため。 |
| 令和4年4月1日 | I-5. ①部署 | 和歌山市 財政局 税務部 市民税課 | 和歌山市 財政局 税務部 市民税課 資産税課 納税課 | 事前 | |
| 令和4年4月1日 | I-5. ②所属長の役職名 | 市民税課長 | 市民税課長 資産税課長 納税課長 | 事前 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-----------|----------------------------|--|---|------|---------------------|
| 令和4年4月1日 | I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | 〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局税務部 市民税課 電話番号:073-435-1035、073-435-1036 資産税課 電話番号:073-435-1037 | 〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地 和歌山市財政局税務部 市民税課 電話番号:073-435-1035、073-435-1036 資産税課 電話番号:073-435-1037 納税課 電話番号:073-435-1038 | 事前 | |
| 令和4年2月22日 | II-1. 対象人数 | 30万人以上 令和2年3月1日時点 | 30万人以上 令和3年11月1日時点 | 事後 | 事前の報告が義務付けられていないため。 |
| 令和4年2月22日 | II-2. 取扱者数 | 500人未満 令和2年3月1日時点 | 500人未満 令和3年11月1日時点 | 事後 | 事前の報告が義務付けられていないため。 |